



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年4月19日火曜日 第1651号

◇ 目 次 ◇

- 落札者等の告示..... 459
- 一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一部事務組合の規約の変更の許可..... 459
- 一部事務組合の規約の変更の許可..... 459
- 一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一部事務組合の規約の変更の許可..... 460
- 一部事務組合の規約の変更の許可..... 460
- 一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一部事務組合の規約の変更の許可（2件）..... 460
- 医療機関の指定..... 461
- 指定医療機関の廃止の届出..... 461
- 市営土地改良事業の施行の同意..... 461
- 漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... 461
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可..... 461
- 道路の区域変更（県道伊予松山港線）..... 462
- 道路の供用開始（ " ）..... 463
- 道路の区域変更（県道砥部伊予松山線）..... 463

- 道路の供用開始（ " ）..... 463
- 道路の区域変更（県道内子河辺野村線）..... 463
- 道路の区域変更（県道柳沢新谷停車場線）..... 463
- 道路の供用開始（ " ）..... 464
- 道路の区域変更（一般国道197号）..... 464
- 道路の供用開始（ " ）..... 464
- 道路の区域変更（県道宿毛城辺線）..... 464
- 道路の位置の指定（2件）..... 465

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）..... 465

選挙管理委員会告示

政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体..... 466

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第896号

次のとおり落札者を決定した。

平成17年4月19日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
愛媛県漁業取締船用燃料 軽油（免税・JIS K2204 2号）1リットル当たりの単価 約716,000リットル	愛媛県総務部管理 局総務管理課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成17年3月25日	三原産業株式会社 愛媛県宇和島市寿町 二丁目9番12号	53,555円	一般競争入札	平成17年2月8日
愛媛県広報紙県民だより「さわやか愛媛」の印刷及び配送 毎月564,000部、12回発行	愛媛県総務部管理 局総務管理課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成17年4月7日	セキ株式会社 愛媛県松山市湊町七 丁目7番地1	33,894,000円	一般競争入札	平成17年2月25日

○愛媛県告示第897号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり南予水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年4月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 減少等の内容

(1) 減少内容

南予水道企業団（以下「企業団」という。）を組織する地方公共団体のうち、八幡浜市及び保内町が合併し八幡浜市となることに伴い、平成17年3月28日から企業団

を八幡浜市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、企業団を組織する地方公共団体の数を減少させる。

(2) 変更事項

企業団を組織する地方公共団体から保内町を削るなど、所要の変更を行う。

2 減少等の年月日

平成17年3月28日

3 減少等の許可年月日

平成17年3月25日

○愛媛県告示第898号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり伊予市松前町共立衛生組合の規約の変更を許可した。

平成17年4月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

組合を組織する地方公共団体のうち、伊予市が中山町及び双海町と合併し伊予市となることに伴い、平成17年4月1日から組合を伊予市及び松前町が組織する一部事務組合とするため、所要の変更を行う。

2 規約変更年月日

平成17年4月1日

3 規約変更許可年月日

平成17年3月24日

○愛媛県告示第899号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり伊予郡養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年4月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 減少等の内容

(1) 減少内容

組合を組織する地方公共団体のうち、中山町及び双海町が伊予市と合併し伊予市となることに伴い、平成17年4月1日から組合を伊予市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

(2) 変更事項

組合の名称を「伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合」に改めるとともに、組合を組織する地方公共団体から中山町及び双海町を削り、伊予市を加えるなどの変更を行う。

2 減少等の年月日

平成17年4月1日

3 減少等の許可年月日

平成17年3月30日

○愛媛県告示第900号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり内山衛生事務組合の規約の変更を許可した。

平成17年4月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

組合を組織する地方公共団体のうち、中山町が伊予市及び双海町と合併し伊予市となることに伴い、平成17年4月

1日から組合を伊予市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体から中山町を削り、伊予市を加えるなど、所要の変更を行う。

2 規約変更年月日

平成17年4月1日

3 規約変更許可年月日

平成17年3月30日

○愛媛県告示第901号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり大洲・喜多衛生事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年4月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 減少等の内容

(1) 減少内容

組合を組織する地方公共団体のうち、中山町及び双海町が伊予市と合併し伊予市となることに伴い、平成17年4月1日から組合を伊予市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

(2) 変更事項

組合を組織する地方公共団体から中山町及び双海町を削り、伊予市を加えるとともに、組合の議会の議員の定数を減少させるなどの変更を行う。

2 減少等の年月日

平成17年4月1日

3 減少等の許可年月日

平成17年3月30日

○愛媛県告示第902号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり南予水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年4月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 減少等の内容

(1) 減少内容

南予水道企業団（以下「企業団」という。）を組織する地方公共団体のうち、伊方町、瀬戸町及び三崎町が合併し伊方町となることに伴い、平成17年4月1日から企業団を伊方町及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、企業団を組織する地方公共団体の数を減少させる。

(2) 変更事項

企業団を組織する地方公共団体から瀬戸町及び三崎町を削るなど、所要の変更を行う。

2 減少等の年月日

平成17年4月1日
3 減少等の許可年月日
平成17年3月31日

○愛媛県告示第 903 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成17年4月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は 名称	所 在 地	指 定 年 月 日
内子町立小田歯科診療所	内 子 町	喜多郡内子町小田82番地	平成17年 1月1日
おおむら小児科	大 村 勉	喜多郡内子町城廻846-30	平成17年 3月1日
田中歯科医院	田 中 徹	北宇和郡津島町岩松801番地の3	平成17年 3月1日
白雲薬局	メディカルプレ ーン株式会社	宇和島市広小路1番34号	平成17年 4月1日
弁財天耳鼻咽喉科クリニック	篠 原 孝 之	西条市大町613番地3	平成17年 4月1日
大洲市国民健康保険青島診療所	大 洲 市	大洲市長浜町青島78番地の6	平成17年 1月11日
てらおか内科クリニック	寺 岡 賢 治	大洲市若宮497番地	平成17年 3月1日
石川内科	石 川 淳 郎	大洲市若宮483コスモポリタン中野2階	平成17年 3月1日
クリニック山崎内科	山 崎 柳 一	四国中央市川之江町2978-1プライムビル1階	平成17年 4月1日
さくら歯科	毛 利 武 文	東温市北方甲2429番地1	平成17年 4月1日

○愛媛県告示第 904 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成17年4月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は 名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田中歯科医院	田 中 実	北宇和郡津島町岩松801-3	平成17年 3月1日
清水泌尿器科外科	医療法人社団 清水泌尿器科外科	宇和島市御幸町二丁目6番3号	平成17年 3月6日
直野歯科医院	直 野 良 明	新居浜市喜光地町一丁目6-38	平成17年 3月1日
石川内科胃腸科	石 川 淳 郎	大洲市若宮497	平成17年 3月1日
児玉産婦人科医院	児 玉 義 喜	伊予市灘町222	平成14年 10月1日

○愛媛県告示第 905 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の2第1項の規定により、松山市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・苞木新池地区）の施行に平成17年4月8日

同意した。

平成17年4月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 906 号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成17年4月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成17年4月19日から5月2日まで

○愛媛県告示第 907 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、松山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年4月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸 守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域

(1) 位置

松山市上怒和乙590番4から同甲771番1までの地先公有水面

(2) 区域

次の1点から44点までを順次直線で結んだ線並びに44点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+1.60メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（松山市上怒和甲677番6地先の県道に設置された金属鈹）は、北緯33度58分44秒、東経132度33分15秒の地点

1点は、基点から真北104度37分00秒74.33メートルの地点

2点は、1点から真北251度17分04秒4.92メートルの地点

3点は、2点から真北295度15分15秒13.80メートルの地点

4点は、3点から真北293度14分05秒16.84メートルの地点

5点は、4点から真北284度46分24秒8.61メートルの地点

6 点は、5 点から真北 275 度09分26秒3 50メートルの地点
 7 点は、6 点から真北 268 度22分29秒3 55メートルの地点
 8 点は、7 点から真北 262 度50分49秒3 50メートルの地点
 9 点は、8 点から真北 257 度48分35秒 16 49 メートルの地点
 10点は、9 点から真北 254 度27分52秒 14 .01 メートルの地点
 11点は、10点から真北 245 度33分56秒7 .07メートルの地点
 12点は、11点から真北 154 度11分21秒1 44メートルの地点
 13点は、12点から真北 244 度14分25秒6 .00メートルの地点
 14点は、13点から真北 334 度15分56秒1 51メートルの地点
 15点は、14点から真北 240 度31分33秒6 31メートルの地点
 16点は、15点から真北 237 度55分55秒4 85メートルの地点
 17点は、16点から真北 235 度59分32秒4 85メートルの地点
 18点は、17点から真北 235 度06分54秒4 86メートルの地点
 19点は、18点から真北 232 度39分43秒4 86メートルの地点
 20点は、19点から真北 230 度49分54秒4 81メートルの地点
 21点は、20点から真北 229 度57分24秒4 85メートルの地点
 22点は、21点から真北 226 度49分52秒4 .77メートルの地点
 23点は、22点から真北 225 度21分58秒4 81メートルの地点
 24点は、23点から真北 224 度34分05秒 34 48 メートルの地点
 25点は、24点から真北 223 度37分11秒7 27メートルの地点
 26点は、25点から真北 221 度46分56秒7 27メートルの地点

27点は、26点から真北 219 度08分28秒7 27メートルの地点
 28点は、27点から真北 217 度26分40秒7 27メートルの地点
 29点は、28点から真北 214 度44分31秒7 27メートルの地点
 30点は、29点から真北 212 度46分09秒7 27メートルの地点
 31点は、30点から真北 210 度24分39秒7 27メートルの地点
 32点は、31点から真北 208 度39分58秒7 27メートルの地点
 33点は、32点から真北 207 度31分53秒 16 .68 メートルの地点
 34点は、33点から真北 117 度30分50秒1 51メートルの地点
 35点は、34点から真北 207 度31分42秒6 .00メートルの地点
 36点は、35点から真北 297 度22分33秒1 51メートルの地点
 37点は、36点から真北 207 度29分21秒 43 54 メートルの地点
 38点は、37点から真北 207 度27分42秒 30 45 メートルの地点
 39点は、38点から真北 117 度40分26秒1 52メートルの地点
 40点は、39点から真北 207 度40分56秒6 .00メートルの地点
 41点は、40点から真北 296 度53分30秒1 50メートルの地点
 42点は、41点から真北 207 度25分00秒 22 38 メートルの地点
 43点は、42点から真北 210 度35分25秒4 92メートルの地点
 44点は、43点から真北 210 度50分10秒0 .12メートルの地点

(3) 面積

1 ,052 32平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成14年3月20日 愛媛県指令港第104号

4 しゅん功認可年月日

平成17年4月19日

○愛媛県告示第908号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	伊予松山港線	松山市西垣生町918番3から 同町955番3まで	旧	メートル 6.3~16.2	キロメートル 0.063	
			新	5.8~11.1	0.039	

○愛媛県告示第 909 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予松山港線	松山市西垣生町918番3から 同町955番3まで	平成17年4月19日

○愛媛県告示第 910 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	砥部伊予松山線	松山市余戸中四丁目1493番11から 同市余戸中四丁目1493番3まで	旧	メートル 6.3~9.0	キロメートル 0.025	
			新	11.0~13.0	0.025	

○愛媛県告示第 911 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	砥部伊予松山線	松山市余戸中四丁目1493番11から 同市余戸中四丁目1493番3まで	平成17年4月19日

○愛媛県告示第 912 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	大洲市河辺町植松817番2地先から 同町植松929番2まで	旧	メートル 4.0~14.3 17.5~57.2	キロメートル 0.225 0.052	
			新	17.5~57.2	0.052	

○愛媛県告示第 913 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市新谷字惣慶寺甲16番4から 同字甲19番4まで	旧	メートル 5.8~14.3	キロメートル 0.158	
			新	11.5~16.6	0.158	
"	"	大洲市新谷字惣慶寺甲85番3から 同字甲90番4まで	旧	8.5~14.6	0.098	
			新	11.0~30.0	0.098	

○愛媛県告示第914号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市新谷字惣慶寺甲16番4から 同字甲19番4まで	平成17年4月19日
"	"	大洲市新谷字惣慶寺甲85番3から 同字甲90番4まで	"

○愛媛県告示第915号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	西宇和郡伊方町名取3245番1地先から 同町名取1680地先まで	旧	メートル 8.0~37.5	キロメートル 1.273	
			新	4.9~24.0 8.0~37.5	1.820 1.273	

○愛媛県告示第916号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	西宇和郡伊方町名取3245番1地先から 同町名取1680地先まで	平成17年4月19日

○愛媛県告示第917号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅 員	延 長	備 考
県 道	宿毛城辺線	南宇和郡愛南町中玉331番3から 同町中玉327番2まで	旧	メートル 19.1~ 57.8 5.3~ 6.8	キロメートル 0.072 0.116	
			新	19.1~ 57.8	0.072	

○愛媛県告示第918号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成17年4月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 道路の位置
四国中央市中曾根町字井垣275番4及び284番4
- 申請人の住所氏名
四国中央市川之江町1856番地35
アルファ・プランニング
吉田 茂生
- 図面省略

の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成17年4月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 道路の位置
大洲市東大洲1123番1、1123番2、1123番3、3124番3及び3134番
- 申請人の住所氏名
八幡浜市大字松柏丙816番地
株式会社 丸西
代表取締役 西村 和弥
- 図面省略

○愛媛県告示第919号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年4月19日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年4月11日	特定非営利活動法人 地域における生涯学習プログラムを考える会	三 谷 裕 子	愛媛県東温市樋口1246番地1	この法人は、年齢、性別、職業、障害の有無を問わず、すべての市民が学びたい時に学ぶ事ができる生涯学習の場を提供するとともに、学習で得た成果を社会に活かすことができるような環境づくりに取り組む。そしてこれらの活動を通しコミュニティを再構築することで、地域住民が出会い、知り合い、共に助け支えあうまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年4月19日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年4月11日	特定非営利活動法人 ゆげ・夢ランドの会	村 瀬 忍	愛媛県越智郡上島町弓削下弓削269番地1	この法人は、弓削島・佐島の自然環境並びにそこに住む人々の生活環境を浄化することを至近の目的とするが、将来的には上島町全域、ひいては瀬戸内海全域に目を向けた活動に取り組むものとする。具体的には、ハイオ浄化の方法である有用微生物群（EM菌）を活用して活性液やボカシを作製し、汚染された海浜や河川等に散布することにより環境浄化を促進する事業、また家庭生活に活用することにより、環境汚染の防止と生活環境の向上に寄与する事業の展

開をする。かかる活動を継続することにより、次代を担う子供達によりよい環境を遺すことを最終的な目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第33号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成17年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成17年4月19日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地
	代表者	会計責任者	
愛国徳心会	大 城 徳 清	川 俣 道 夫	松山市北条辻554 - 2
上田のりかつ後援会	水 田 喜久生	重 松 忠 幸	松山市美沢1丁目1 - 41
上田初一後援会食場支部	山 光 慧	山 光 慧	松山市食場町甲228 - 1
坂尾真後援会	徳 内 厚 美	坂 尾 啓 子	宇和島市和霊中町2 - 2 - 26
鈴木連太郎後援会	岩 崎 勇	加 藤 菊 一	新居浜市港町5 - 29
政治結社大日本天声塾	黒 川 毅 春	黒 川 毅 春	今治市天保山町3丁目2 - 3
琢友会	堀 内 琢 郎	矢 野 美智子	今治市別宮町2丁目4 - 11
ひだみやこ風おこし会	坂 本 幸 一	山 本 節 子	八幡浜市松柏甲581
兵頭忠後援会	村 中 良 照	藤 川 美有紀	宇和島市柿原甲1443 - 4
藤井泰治後援会	藤 井 哲 治	大 森 寅 喜	喜多郡内子町大瀬中央4485
三好勝利後援会	竹 原 功 造	三 好 千 香	伊予郡松前町大字筒井381 - 1
山下登後援会	木 下 勇	中 田 正 義	宇和島市蛤343
渡部正幸後援会	山 田 直 夫	山 田 孝 春	松山市才之原甲232